

2

2008年5月12日、中国四川省で死者・行方不明者約9万人に上る大地震が発生した（中国では、震源の地名から「汶川地震」と呼ばれる）。建国以来最大級の被害をもたらしたこの地震は、中国における地震防災関連の法整備にも大きな影響を与えるものとなった。

「防震減災法」の改正延期

中国において地震防災関連の現行法の中核となっているのが、1998年3月1日に施行された防震減災法である。そのほか、地震観測施設及び地震観測環境保護条例（1994年1月10日施行）、破壊性地震緊急対応条例（1995年4月1日施行）、地震予知管理条例（1998年12月17日施行）、地震安全性評価管理条例（2002年1月1日施行）などの関連法規も制定されている。

全48条からなる現行の防震減災法は、地震災害の防御及び軽減を図り、国民の生命と財産を保護し、社会主義建設の進展を保障することを目的として制定された。構成は、第1章 総則（1条～8条）、第2章 地震観測及び地震予知（9条～23条）、第3章 地震災害予防（24条～25条）、第4章 地震緊急対応（26条～32条）、第5章 震災後の救助及び再建（33条～42条）、第6章 法的責任（43条～47条）、第7章 附則（48条）である。

中国における従来の震災対策は「予防を主とする」ものであったため、現行法もそれを反映して、予防関連の規定に重きが置かれている。その一方、例えば復旧再建に関しては、再建計画の策定と地震遺跡の保全について、原則規定が各1条置かれているのみである。現実の大きな震災に直面したとき、現行法の規定には不十分な点が多いことが、汶川地震において明らかになった。

施行から10年を迎える防震減災法の改正は、国内の地震防災体制の強化を目的として、もともと立法計画において、2008年6月に全国人民代表大会常務委員会で審議を行うことが予定さ

れていた。改正案の起草作業も、2008年5月までに一通り完了していた。主な改正内容としては、地震防災業務の主管官庁の明確化、緊急対応と復旧再建のより一体的な運用、地震防災計画の重視、国民の地震防災意識の強化などが挙げられている。しかし、汶川地震の経験や教訓を生かし、緊急救援体制や復旧再建などに関する規定について大幅な改正を行う必要があり、また、震災直後のこの時期に十分な審議を行

の地震における震災復興についての、中国で初めての行政法規である。地震発生から2週間後の5月26日に制定が指示され、その2週間後に公布されるという、今までにない迅速な立法であった。防震減災法改正の準備作業が進んでいたことが、それに大いに寄与した。

条例の構成は、第1章 総則（1条～6条）、第2章 過渡的避難措置（7条～19条）、第3章 調査・判定（20条～24条）、第4章 復旧再建計画（25条～33条）、第5章 復旧再建の実施（34条～52条）、第6章 資金調達及び政策的支援（53条～64条）、第7章 監督管理（65条～72条）、第8章 法的責任（73条～78条）、第9章 附則（79条～80条）であり、復旧再建にあたっての具体的で詳細な規定に重点が置かれている。

総則では、復旧再建の原則を、①被災地の自助努力と国及び他の地方政府からの支援、②政府主導と民間の参画、③現地での復旧再建と他地域での再建、④質の確保と効率の重視、⑤当面の課題と長期的展望、⑥経済社会の発展と生態環境資源の保護、についてそれぞれ調和を図ることと規定している。

第2章では仮設住宅の建設と入居の方法、生活関連施設の整備、救援資金・物資の分配などについて、第3章では災害状況の必須調査事項、科学的で正確な調査の実施などについて、第4章では被災地の実情に合致した復旧再建計画を策定するための手続などについて、第5章では計画的かつ段階的な復旧再建の実施、責任体制の明確化、地震遺跡や少数民族文化への配慮、建築物の耐震性確保などについて、第6章では政府及び民間からの資金調達、税制上の優遇措置、就業・就学援助などについて、第7章では義捐金・援助物資ならびに復興資金の厳格な管理、工事の質の監督管理の徹底などについての規定が盛り込まれている。

（岡村志嘉子）

海外法律情報

中国

地震災害 をめぐる法整備

CHINA

うことも難しいとして、6月の法案提出は見送られた。

汶川地震は、現行法では想定されていなかった多くの法的問題を引き起こした。防震減災法の改正でそのすべてに対応できるわけではなく、突発事件対応法（2007年11月1日施行）の改正をはじめ、緊急事態法、災害救助法、災害補償法など新たな法整備が課題となっている。また、倒壊家屋の住宅ローン問題に対応するため、個人破産に関する法整備も急がれている。

汶川地震災害復旧再建条例

2008年6月8日、汶川地震災害復旧再建条例が國務院により公布、同日施行された。突発事件対応法ならびに防震減災法に基づき制定された、特定